

「いしかわ就職応援奨学金返還助成制度」 学生向けQ & A

Q1 早期から就職活動を開始しており、すでに対象企業から内々定を得ています。私は、助成対象者としての認定を受けることができますか。

可能です。内々定の段階ではまだ就職先が決定しているわけではないため、認定を受けることができます。ただし、すでに対象企業から内定を得ている場合には、認定を受けることはできません。

Q2 石川県外の出身ですが、助成対象者としての認定を受けることはできますか。

可能です。県外の高等学校を卒業した方は助成額に50万円の加算があります。

Q3 9月に大学を卒業し、10月に就職する予定ですが、認定を受けることはできますか。

可能です。卒業年度で申込フォームを分けているため、ご自身の卒業年度の申込フォームから申請ください。ただし、すでに企業から内定を得ている場合には、申請できません。

Q4 助成対象者としての認定を受けた場合、必ず助成を受けられますか。

助成対象者の認定を受けたからといって必ず助成が受けられるわけではありません。実際に助成を受けるためには、対象企業に就業することや、継続して3年（うち県内で2年以上）就業することなどの要件を満たす必要があります。詳しくは募集要項をご覧ください。

Q5 高校生の間に借りていた奨学金も助成対象となりますか。

対象となりません。

対象となる奨学金は、大学院、大学、高専の在学中に貸与を受けていた奨学金に限ります。

Q6 助成対象者の認定後に、大学等の中退・留年した場合どうなるのか。

助成対象者の認定取り消しとなります。

卒業年次に応じた認定を行っているため、卒業年次が変更になった場合は、認定の取り消し要件に該当するため、「取下げ申し出フォーム」から認定取り消しを申請ください。

Q7 申請後、どのような手続を経て認定されますか。

審査（書面審査）を経て、認定をします。

審査結果については、募集開始から概ね3か月経過後から順次、速やかに通知します。

審査では、申請要件を欠くことが無いことを確認し、募集定員を超える申請があった場合は、志望動機等を審査し、助成対象者を決定します。その場合には、申請要件を全て満たしている方であっても認定しない場合があります。

Q8 助成対象者として認定されました。在学中及び卒業後に何かしなければならないことがありますか。

<在学中>

機構（ジョブカフェ石川）から対象企業の情報や就職イベント情報を定期的に提供しますので、情報を受け取り、企業の説明会やインターンシップ、就職イベントに積極的に参加してください。

また、就職活動中に、対象企業から内定を得た場合、就業開始後、就業3年経過後の各タイミングで機構（ジョブカフェ石川）に報告してください。報告は機構（ジョブカフェ石川）のHPの報告フォームから、下記の添付書類を準備したうえで報告してください。

≪内定時≫

- ・制度適用内定通知書（企業から発行したもの）

≪就業初年度≫

- ・在職証明書（企業が発行したもの）

≪就業3年経過後≫

- ・勤務証明書（企業が発行したもの）
- ・奨学金の返還残額がわかる書類（奨学金貸与機関が発行したもの）

Q9 配属先が県外事業所だった場合に助成を受けることはできますか。

助成を受けるためには、原則、石川県で就業することが必要です。

ただし、人材育成や研修の目的で一定期間県外において就業する場合には、それ以外の期間で通算して2年以上、石川県内の事業所で勤務すれば助成を受けることができます。

Q10 助成金はいつ支給されますか。

対象企業への就業3年経過後、交付申請を受けて助成が行われます。交付申請後、実際に助成が行われるまで最大で2か月程度かかる場合があります。

Q11 就業後、3年経過する前に繰上返還をし、完済した場合、助成は受けられますか。

交付申請時点での返還残高に対し助成が行われるため、完済済の場合に助成は受けられません。